



記者発表資料



千葉市中小企業者向け支援金（一時支援金・月次支援金）の申請期限を延長します
～支援金の申請漏れがないかご確認ください～

千葉市では、国が実施する月次支援金の申請期間にあわせ、本市が実施する中小企業者向け支援金（一時支援金・月次支援金）の申請期間を令和4年1月7日まで延長しますので、お知らせします。

1 延長後の受付期間

令和3年11月1日から令和4年1月7日まで

2 国・県・市の支援金の申請期限

区分	売上減少率	給付額	申請期限	事務局連絡先 ※1
【市】中小企業者向け支援金	20%以上 50%未満	5万円/月 (売上減少額が5万円以上)	1月7日まで (1月分～10月分) ※3	・043-202-1821 ・8時30分～17時30分 (平日のみ)
【国】月次支援金	50%以上	法人上限20万円/月 個人上限10万円/月	1月7日まで(10月分)	・0120-211-240 ・8時30分～19時00分 (土日祝日含む全日)
【県】事業継続支援金	30%以上	法人30万円 個人15万円 (1回限り) ※2	12月28日まで	・0120-179-155 ・9時00分～18時00分 (土日祝日含む全日)

※1 国・県・市のいずれの事務局においても「12月29日～1月3日」の期間は休業します。

※2 酒類販売事業者は、要件に応じて上乗せ支給します。

※3 これまで本市独自で実施し、締切を迎えた月分にかかる支援金の受付を11月1日から再開しております。

3 事業者向け支援策

上記の市支援金のほか、利用できる補助制度などに関する問い合わせ先

千葉市役所 事業者向け臨時相談窓口

【電話】043-245-5898

【受付時間】平日9:00～17:00